



進路便り NO.8

令和4年10月7日

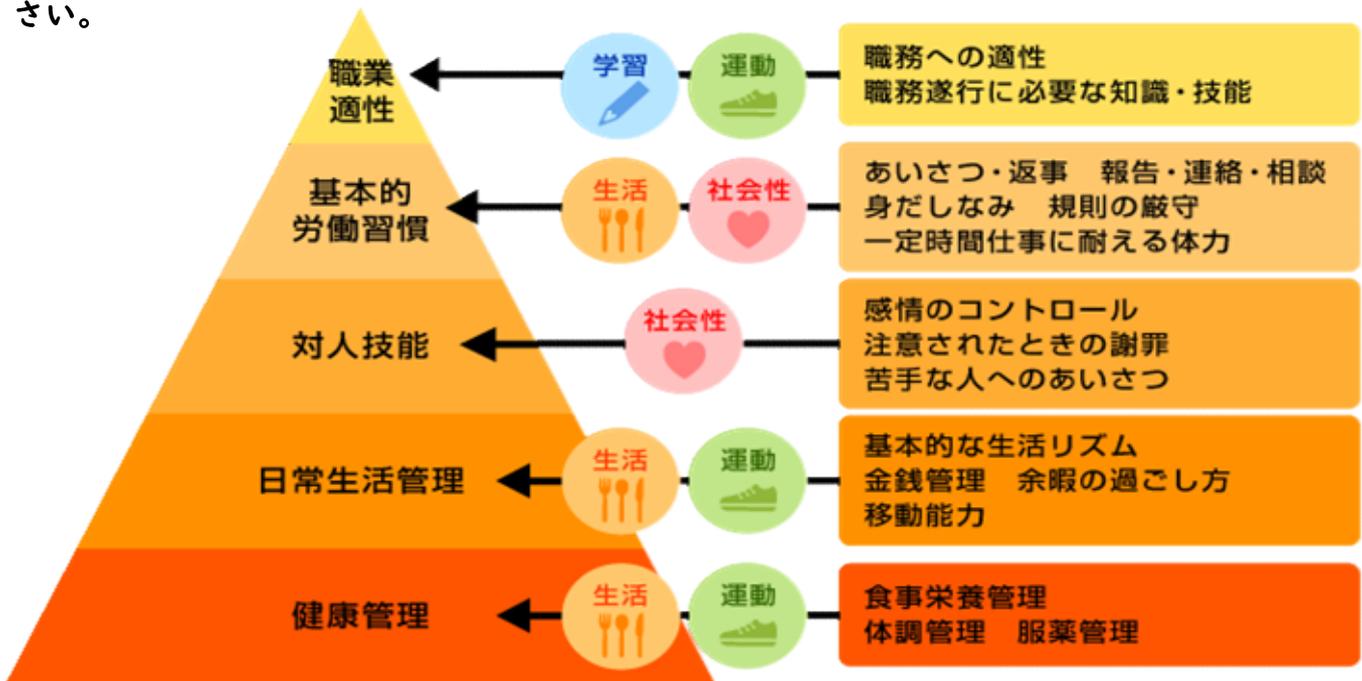
徳島県立みなと高等学園
進路指導課

職業準備性ピラミッドについて

皆さんは職業準備性ピラミッドを知っていますか？

2・3年生は当然知っていますよね。どんなに作業ができて、ピラミッドの底辺が崩れると働き続けることは難しいことを表しています。

将来働き続けるために土台となる「健康管理」「日常生活管理」についてもう一度見直しを行いましょう。保護者や担任の先生にも相談し、自己評価だけでなく他者評価も意識してください。



最低賃金引き上げ！！

皆さん、10月6日（木）から「徳島県最低賃金」が824円から855円に改定されます。卒業後、企業に就職する人は最低賃金法が適用されるので、皆さんの給料も上がるわけです。

824円 → 855円 (31円up)

1日8時間働くとして計算すると・・・

1日あたり248円、1ヶ月だと約4,960円給料が増えることになります。

まもなく社会に出る3年生の皆さん、卒業後、働くということを意識できていますか？目標を持って学校生活を送れていますか？

労働契約を交わして給料をもらい働く以上、合理的配慮を提供してもらおう一方で、**誠実に一生懸命働く義務**を負います。そのことを我々教員も、採用される皆さんも、保護者の皆さんも認識してほしいと思います。

最低賃金制度とは

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低限度以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。